

## 平成23年度第11回経営戦略会議 会議結果の概要

- 開催日時 平成23年11月7日（月）午後3時～午後6時54分
- 開催場所 本庁東庁舎4-2会議室
- 出席者 市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、環境生活部長、産業観光部長、都市整備部長、健康福祉部長、上下水道部長、教育部長、病院事務部長、二見総合支所長、小俣総合支所長、御園総合支所長
- 審議事項
  - 1 伊勢市小中学校適正規模化・適正配置基本計画（案）について <教育委員会>
  - 2 消防本部庁舎建替え及び防災公園整備について <消防本部・都市整備部>
  - 3 病院事業について <病院事務部>
  - 4 「エネルギーの地産池消」について <環境生活部>
  - 5 伊勢市合理化事業計画（第二期旧伊勢市地域分）の策定について <環境生活部>
  - 6 「ふるさと未来づくり」の今後の方向性について(再協議) <環境生活部>
  - 7 伊勢市やすらぎ公園プールについて（その3） <産業観光部>
  - 8 市役所本庁舎（本館）のあり方について <総務部>
  - 9 内宮周辺駐車場の有料化整備について（その5） <都市整備部>

### 審議事項

#### 1 伊勢市小中学校適正規模化・適正配置基本計画（案）について <教育委員会>

##### 概要

平成22年12月21日に「伊勢市立小中学校の将来構想に係る検討委員会」から小中学校の適正な規模配置について提言を受け、平成23年2・3月に各小学校区（24学区）で提言の説明を行った。

提言及び説明会での意見を基に計画の骨子案を策定し、計画案に反映するため、その計画の骨子（案）をもって、統合対象校のPTA保護者や地元自治会役員並びに就学前の子どもの保護者等との意見交換会を行なった。

上記意見交換会等の場での意見も反映した上で、今回、「伊勢市小中学校の適正規模化・適正配置基本計画」（案）をまとめたので、計画内容について審議を行った。

主な内容については、以下のとおりである。

(1) 適正規模の基本的な考え方

- ① 1学級の児童生徒数は30~35人を上限とする。
- ② 学級数は学年、小学校は2~3、中学校は4~6学級とする。

(2) 適正配置の基本的な考え方

- ① 原則として、小学校は児童の居住地から4km以内、中学校は6km以内に学校を配置する。ただし、小学校は学校から半径約2kmを超える区域、中学校は通学距離が6kmを超える区域についてはスクールバス等の通学手段を市の負担で講じる。
- ② 地震、津波等の災害に対する児童生徒の安全・安心の確保及び地域の防災拠点としての学校施設の機能強化を図るため、高台等の設置場所の選定及び校舎の高層化等施設の充実を図る。

(3) 適正規模化・適正配置のスケジュール

- ① 第1期を平成24~28年度とし、11小学校・4中学校を対象とする。
- ② 第2期を平成29~33年度、第3期を平成34年度以降とし、第2期以降に5小学校・6中学校を対象とする。

(4) 計画案を計画として確定する時期

現時点では、一律に計画として確定するのではなく、概ね理解の得られた学区から計画として確定していく。

(5) 統合される小中学校の跡地活用について

既存校舎の財産処分制限期間の関係から用地、校舎の早急な処分は困難な状況である。統合対象校は沿岸部に多いことから、廃校後の学校施設は地域の防災拠点とし活用し、また、それに合わせ地域のコミュニティ活性化のための施設とするなどの有効活用について、今後、地域の意見を聴きながら全庁的に検討を行う。

【結論】 再度、24小学校区で計画案の説明を行い、概ね合意の得られた学区から、統合のための準備を進めていくことと決定した。

《主な意見等》

- ・ スクールバスの経費は、どの程度か？  
⇒ 年間約1億円と見込んでいる。
- ・ スクールバスとコミュニティバスとの調整が、今後必要である。
- ・ 一部の沿岸部地域においては、高台への移転を求める声が強いのことであるが、市内全体の沿岸部地域において、同様の整理が必要である。
- ・ 2つの学校を統合し、両校の間に建設する場合、道路・水道などのインフラ整備などに要する費用が多額になると考えられる。

⇒インフラ整備の費用がなるべく少なくなる場所を選定したい。具体的なスケジュールにあわせ、積算する。

- ・跡地利用について、学校の建物は規模が大きく、行政需要としても低い。また売却も難しいと考える。外付け階段を設置するなどし、防災拠点として残すという選択肢は考慮する必要があるが、処分するという選択肢も十分に意識すべきである。いずれにしても、地域等と協議しながら、意見集約を行いながら、進めることが重要である。

資料 ・付議事項書

## 2 消防本部庁舎建替え及び防災公園整備について

＜消防本部・都市整備部＞

### 概要

「消防本部庁舎あり方検討会議」の検討結果を踏まえて、関係部局、関係機関等と協議調整した結果、消防本部庁舎を倉田山公園サブグラウンドに移転し、併せて倉田山公園を防災公園として整備することは可能であることから、建設地等、大きな方向性について審議を行った。

主な審議内容は、以下のとおりである。

#### (1) 消防庁舎建設場所を倉田山公園（サブグラウンド）とする。

##### ＜選定理由＞

- ①高台にあり、津波、洪水の影響を受けない。
- ②緊急輸送道路に接し、市街地に近く消防活動の利便性が高い。
- ③倉田山公園は、「防災機能を備える公園（防災公園）」に位置づけられている。
- ④消防庁舎は、大規模震災時には公園と一体となって防災活動拠点の中心的役割を果たすことが望ましい。

#### (2) 防災機能を備えた消防庁舎とする

- ①災害対策本部の第2指令塔としての機能を備える。
- ②防災に特化した体験学習施設等を整備する。

#### (3) 防災公園として倉田山公園を再整備する。

- ①平常時はスポーツ（野球）の拠点、大規模震災時には、災害活動の拠点となるように再整備する。
- ②野球場の改築を視野にいれた広場整備を行う。

#### (4) 今後の主なスケジュール予定

平成24年秋頃、設計に着手し、工事は平成26～27年度の2カ年で完成させる。また、それに先立って都市計画変更の決定告示、都市計画公園事業の県知事認可がそれぞれ必要なことから、平成24年度内に手続きが終了するように進める。

【結論】 防災機能を備えた消防本部庁舎を倉田山公園サブグラウンドに建設する。  
また、倉田山公園を防災公園として再整備する。

### 《主な意見等》

・防災機能を備えることは必要か？

⇒市として、どの程度まで、防災機能を求めるかということになるが、備蓄

庫・ボランティア拠点として、整備したいと考えている。当市は、一度津波を受けると、水が引きにくい地形であることから、被災状態が長期化することが想定される。また、市本庁舎（災害対策本部）が機能しなくなった場合に、第2司令塔として機能することが考えられる。防災行動は体験を通じて養われるものであり、体験学習施設は、防災行動を高めるために非常に効果の高い施設になると考えている。

- ・「この際、ここまでは必要」あるいは、「ここまでは、過剰である」など、どの程度まで、機能・レベル等を求めるかは、バランスをもって考えるべきである。
- ・整備にあたり、用地買収は発生するのか？  
⇒建設地は財務省用地であり、財務省の理解と協力が必要である。引き続き無償貸付での対応をお願いしているが、場合によっては用地買収が必要となる可能性もある。

資料 ・ 付議事項書

### 3 病院事業について <病院事務部>

#### 概要

今後の市立伊勢総合病院の方向性について、以下の点について審議を行った。

#### (1) 今後の病院機能について

- ①伊勢志摩地域の中核病院の一つとして、急性期医療、救急医療に引き続き対応していく。
- ②伊勢志摩サブ保健医療圏にはない、回復期リハビリテーション病床を設置する。現在の空病床数を利用して早い時期に設置し、医療需要にあわせて新病院での病床数を検討する。
- ③新病院内に健診センターを整備し、機能の充実を図り、健診事業を拡大し、予防医学に貢献する。

#### (2) 新病院建設に向けた作業工程について

新病院建設に向け、今後は「建設基本計画」の策定、建築基本設計・建築実施設計・工事を進めていく予定。

#### (3) 建設基本計画の策定について

新病院建設にかかる基本計画を平成 24 年 3 月から概ね 8 ヶ月で策定する。基本計画においては、新病院の診療科や規模、病床数、各部門別の基本方針や機能を検討し、建設地、整備方針、配置計画、各部門の諸室構成、財政収支計画、建設スケジュール等の策定を行う。

#### (4) 基本計画策定後のスケジュールについて

新築開院までのスケジュールについては、基本計画策定に着手してから新築開院までに一般的な公立病院の建設事例から概ね 5 年ほどかかると予定しているが、新病院の規模や建設地等が決まっていないことから、詳細なスケジュールについては、建設基本計画において示すこととする。

【結論】 上記内容を、基本的な方向性とするものと決定した。

#### 《主な意見等》

- ・運営形態、経営改善については、どのように示すのか？  
⇒基本計画において、財政計画を示すことになる。
- ・経営改善の見込みがあるから、建替えるのではないのか？  
⇒基本計画の検討委員会で、経営改善の議論を行いたい。
- ・経営改善についての具体的な手法や見直すべき部分を、ある程度示したほうが良いのではないのか？  
⇒健診センター、回復期リハビリテーションを行っていく方向性については、示したいと考えている。

- ・回復期リハビリテーションについて、早い時期から実施するとのことであるが、平成24年度から実施することは難しいか？  
⇒スタッフの確保等、体制を整備することが難しいと考えている。
- ・伊勢志摩地域の中核病院であることから、他市町との病院の形態についての調整や負担の問題等も今後協議していく必要がある。また、日赤との連携も大切である。

資料 ・付議事項書

**概要**

伊勢市の「エネルギーの地産池消」として、①市内で電気エネルギーを生み出す、②市内の家庭や事業者等が取り組む省エネルギー活動、についての具体的な取組等を含めた「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」の策定について、5月9日、環境審議会に諮問を行った。10月19日、環境審議会から「エネルギーの地産池消」の取組及び目標設定等に係る意見について、答申を受けた。

主な答申内容は、以下のとおりであり、本内容の是非（全庁的な取組の検討及び実施）について、審議を行った。

**（１）地産プロジェクト****①太陽光発電の普及促進**

- ・太陽光発電システム関連産業支援事業
- ・住宅設置支援事業
- ・事業所設置促進事業

**②メガソーラーの設置研究**

- ・メガソーラー誘致検討事業

**③生ごみメタン化の研究**

- ・生ごみメタン事業

**（２）地消プロジェクト****①省エネ・節電の啓発**

- ・エコファミリー事業
- ・楽しいエコライフ事業
- ・地域で支えるエコライフ事業
- ・事業所省エネ事業

**②次世代育成（環境教育）**

- ・学校節電事業
- ・電力「見える化」事業
- ・学校サポート事業
- ・学習環境充実事業

**③市役所の率先実行**

- ・率先実行プロジェクト

**【結論】** 答申内容については、調整を進めながら、「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」に盛り込んでいくことと決定した。



《主な意見等》

- ・ 計画期間はないのか？  
⇒特に設けていないが、本答申は「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」の中での内容であることから、「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」の中で位置づけたい。なお、「地球温暖化防止実行計画（区域施策編）」については、継続して審議し、改めて答申をいただく予定である。
- ・ 「生ごみメタン化の研究」が内容にあるが、以前に検証済みではないのか？  
⇒以前は、ごみ焼却場とメタン化施設をセットにし、事業費等について検証を行ったものである。本内容は、メタン化施設を単独で整備することを想定し、検証するものである。
- ・ 「太陽光発電の普及促進」の中で、関連産業への支援事業が内容にあるが、具体性は？  
⇒現在のところ、具体性はないが、今後、産業支援課と協議したい。
- ・ 本答申は、計画ではなく、取組の提示、基本的な考え方であるという理解で良いか？  
⇒そうである。

資料 ・ 付議事項書

## 5 伊勢市合理化事業計画（第二期旧伊勢市地域分）の策定について

＜環境生活部＞

### 概要

下水道整備が進む中、平成 19 年度に合理化事業計画（第一期）を策定し、支援開始し、現在に至っている。平成 23 年度以降の支援のあり方について業者協議を行い、計画（案）を整理したので、内容について審議を行った。主な内容は以下のとおりである。

- (1) 第一期計画において開始している支援（業務提供）の取扱い
  - ・ 支援期間を 5 年間延長する（合計 10 年間）。ただし、再延長は行わない。
  - ・ 支援終了後、提供していた業務の通常委託発注への移行の際に、業務単位整理のために必要と判断した場合は、10 年に追加して業務提供を行う。
- (2) 今後の減少分に対する支援
  - ・ 減少量見込みとして、平成 28 年度頃に、概ね 1 台分の追加提供が必要。
  - ・ 5 年後のことであり、資源分別方法の見直し等の可能性も考慮し、品目を定めずに「1 台分の提供」のみを位置づける。

【結論】 平成 23 年度以降の支援を定めた伊勢市合理化事業計画（第二期旧伊勢市地域分）を、計画（案）の内容とし、各業者と確認書を締結することと決定した。

### 《主な意見等》

- ・ 10 年を限度とすることについては、業者と協議済みなのか？また、旧伊勢以外の地域についても、同様の状況となるのか？  
⇒業者とは協議済みである。それぞれの地域において経緯・状況等が異なることから、それぞれで対応することとなる。

資料 ・ 付議事項書

## 6 「ふるさと未来づくり」の今後の方向性について(再協議)

＜環境生活部＞

### 概要

「ふるさと未来づくり」の今後の方向性については、庁内においても様々な意見がある中で、一定の方向性が見出せず、継続審議となっている。このことから、地区総括者や地区担当者班長の建設的な意見集約を行ったため、その意見内容を踏まえ、今後の方向性について、審議を行った。提示された主な意見（進めるための方策・改善点）は、以下のとおりである。

「期限について」「事業の必要性について」「小学校区単位でないといけないか」「人材について」「条例化について」「市の姿勢について」「進め方について」「補助金について」「制度のメリット・デメリットが見えてこない」「周知方法」

【結論】 継続審議とする。

### 《主な意見等》

- ・地域内分権の推進方法についての根本的な考え方の検討が、整理されていない。大きな方向転換も必要であるという考え方に対する、検討がなされていない。
- ・「期限を延ばす」という意見もあるが、期限を延ばしても同じ議論が繰り返されるだけである。
- ・市の姿勢を鮮明にする必要がある。
- ・検討している手法に疑義があるのであれば、根本的に考え方を変えることが必要である。制度設計の検討だけでは限界がある。
- ・市長からの地域への情報発信も重要である。
- ・地域ごとに状況が異なる中、地域ごとの温度差を考慮し、整理する必要がある。

資料 ・ 付議事項書

## 7 伊勢市やすらぎ公園プールについて（その3） <産業観光部>

### 概要

やすらぎ公園プールについては、平成 23 年度の運営目標として「のべ 16,900 人」の利用を目指したが、目標が達成できなかったことから、平成 23 年度第 10 回経営戦略会議において、「やすらぎ公園プールは廃止。また、近隣レジャープールを利用してもらえるような代替案を検討する」という基本方針を決定した。本基本方針に従い、代替案について審議を行った。

代替案についての主な内容は、以下のとおりである。

- ①対象施設は、度会町営プール『鏡』とする。
- ②期間は、平成 24 年度の 1 年間限定とする。
- ③伊勢市内在住の児童に関し、平日・休日ともに割引利用可能とする。
- ④度会町へ定額の負担金を支払う。

【結論】 度会町営プール以外の施設も含め、産業観光部において、代替措置を再検討することとする。

### 《主な意見等》

- ・やすらぎ公園プールは、親子のふれあいなど、学校のプールではできないことを担っていたものであり、この点に関して、市が税を投入することとなる。その点から考えると、「千の杜プール」についても検討すべきである。
- ・負担金に見合うだけ、伊勢市民が度会町営プールへ行くのか？  
⇒度会町営プールの実績については、町外者人数を含め、把握している。  
ただし、金額については、今後の協議事項である。

### 資料

・付議事項書

## 8 市役所本庁舎（本館）のあり方について <総務部>

### 概要

市役所本庁舎（本館）については、建替えを行わず、老朽化した設備等を改修し使用する。また、耐震補強及び津波対策を進めていく。

#### （１）耐震補強

市役所本庁舎（本館）については、平成 10 年に耐震補強の第 1 期工事を実施した。平成 22 年度に新たな診断の考え方による耐震診断を実施したところ、構造耐震指標値（I<sub>s</sub>）の最低値は、0.72 であった。今後、耐震補強工事を行い、同値を 0.75 とするための改修工事を行う。

#### （２）津波対策

平成 23 年 10 月 3 日付け三重県防災危機管理部発表の東北地方太平洋沖地震と同等規模の地震を想定した場合の津波浸水予測図（速報版）で、市役所本館及び東庁舎は 1～2 m の浸水予測地域に入ったため、津波対策についても施設改修に併せて、進めていく。

以上のことについて、審議を行った。

【結論】 市役所本庁舎（本館）については、耐震補強を行い、老朽化した設備等を改修し、また、津波対策を講じながら、使える限り使用していくことと決定した。

### 《主な意見等》

- ・免震工事はできないのか？  
⇒周辺への影響が大きく難しい。

資料 ・ 付議事項書

## 9 内宮周辺駐車場の有料化整備について（その5）

＜都市整備部＞

### 概要

浦田駐車場の有料化に伴い、神宮所有地の内宮前駐車場についての有料化を神宮にお願いしてきたが、協議の結果、神宮から無償で貸付を受け、市が整備を行い、市が運営（収益は市の収入）することを検討している。

このことについて、審議を行った。

主な検討内容は以下のとおりである。

- (1) 神宮から無償貸付を受け、市が収入を得る
  - ①神宮から伊勢市が無償で借りる。
  - ②駐車場で収入を得た場合、交通対策費に充てる。
- (2) 市が管理運営をする
  - ①市が料金徴収業務を行う。
  - ②管理に必要な設備及び人員は市が配置する。
  - ③駐車場管理は、24 時間体制とする。
  - ④駐車管理する車両は、普通自動車、バス、二輪車とする。ただし、有料対象は普通自動車とする。
  - ⑤駐車利用時間は、一部を 24 時間とする。
- (3) 貸付を受ける期間  
平成 24～26 年度の 3 年間
- (4) 市が徴収機等を整備すること
  - ①普通自動車は自動ゲートを設け、出庫時精算とする。
  - ②関係道路の案内表示板は市が設置する。
  - ③管理用の詰所を設ける。工事費は市の負担とする。
- (5) トイレ等の管理について
  - ①駐車場内のトイレは、掃除・トイレットペーパー・ごみ処理を含め市が管理する。
  - ②一部駐車場の囲い（植樹）の剪定、駐車場を照らす照明灯の電気料金、トイレの水道・下水道料金は市の負担とする。
- (6) 料金体系について  
浦田駐車場の料金体系にあわせる。

【結論】 検討案のとおり、進めることと決定した。

《主な意見等》

- ・平成27年度以降の取扱は？  
⇒平成27年度以降は再協議と考えている。収支等も見て判断することとなる。
- ・バスが無料の理由は？  
⇒バスは、一度に多くの人を運ぶ交通機関で渋滞対策に寄与しているという点から、料金を徴収しないこととしたい。
- ・内宮駐車場と浦田駐車場は同時の供用となるのか。  
⇒両駐車場の供用開始日を同時にすることは難しいと考えている。それぞれの供用開始時期をいつにできるか検討する。

資料 ・付議事項書